

レジオネラ検査

Information

レジオネラ症は、死亡者が発生する感染症です。衛生管理が適切かどうかを確認するため、厚生労働省や自治体の指針に従った検査が必要です。

身边に潜む危険、 レジオネラ症を予防しましょう

レジオネラ発見のきっかけは、1976年アメリカで起きた集団発生でした。フィラデルフィアのホテルで在郷軍人総会が開かれ、その参加者などから患者が発生しました。在郷軍人を Legion(レジオン)といい、これから、「レジオネラ症」という名前が付けられました。

レジオネラ症はレジオネラ属菌が原因で起こる感染症です。乳幼児や高齢者、病人など、抵抗力が低下している人がかかりやすい病気で、レジオネラ肺炎とポンティック熱に分けられます。

レジオネラ肺炎

高熱、悪寒、筋肉痛、吐き気、意識障害等を主症状とする肺炎。時として重症になる場合もあります。

ポンティック熱

インフルエンザに似た非肺炎型熱性疾患。悪寒、発熱がみられ、一般に軽症で数日で回復します。

レジオネラ属菌の基準値等の規定

◆「浴槽水」の水質基準

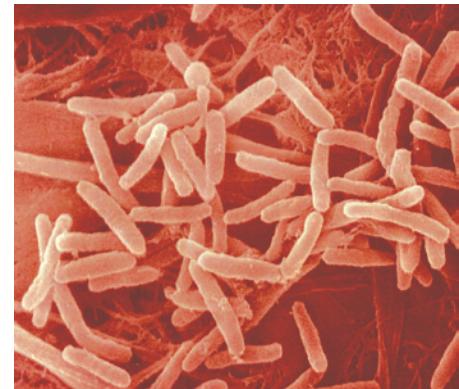
- 濁度は、5度以下であること
- 有機物(全有機炭素(TOC)の量)は8mg/L以下、又は過マンガン酸カリウム消費量は、25mg/L以下であること
- 大腸菌は、1個/mLであること
- レジオネラ属菌は、検出されないこと
(10CFU/100mL未満)

◆検査回数

- 毎日完全換水型浴槽 → 1年に1回以上
- 連日使用型浴槽(循環式) → 1年に2回以上
- 塩素消毒法でない浴槽 → 1年に4回以上

◆対象となる施設の水

- | | | | |
|--------|---------|------------|-------|
| ・浴槽水 | ・原湯 | ・上がり用湯 | ・給湯水 |
| ・上がり用水 | ・遊泳用プール | ・建築物などの冷却塔 | ・修景用水 |



レジオネラ菌

厚生労働省(食品衛生法)・環境省(水道法)登録検査機関

 **CRC** 食品環境衛生研究所

〒813-0062 福岡市東区松島5-7-6

TEL 092-623-2211 FAX 092-623-2212

佐賀営業所 〒840-0023 佐賀市本庄町袋131-16

TEL 0952-27-0831

長崎営業所 〒852-8002 長崎市弁天町1-21

TEL 095-864-7027

諫早営業所 〒859-0405 諫早市多良見町中里129-9

TEL 0957-28-5031

鹿児島営業所 〒890-0064 鹿児島市鴨池新町6-2

TEL 099-253-2867



食品関連検査

食品微生物検査・商品抜取り検査・食品期限設定検査・栄養成分分析・味覚分析・食物アレルゲン検査・食品添加物検査・残留農薬検査・異物検査など

衛生関連検査

衛生調査・腸内細菌検査・施設関連の微生物検査・ノロウイルス検査・ノロウイルスふきとり検査など

水質関連検査

飲料水検査・ビル管理法水質検査・水道法20条検査・ブルーレバーチ検査・浴槽水検査・濃度計量証明(下水・排水・河川など)・ゴルフ場農薬検査・PFAS検査

環境関連検査

ばい煙測定・ダイオキシン類測定・室内空気環境測定・温泉分析・作業環境測定(ホルムアルデヒド・エチレンオキシド・有機溶剤)など

レジオネラ検査のご案内

レジオネラ属菌の検査義務

レジオネラ症発生防止対策については、関係法令や厚生労働省通知等に基づき、各施設において適切な衛生管理が求められており、地方自治体による指導や立入確認の対象となっています。

◆公衆浴場

「公衆浴場における衛生等管理要領等について(平成12年12月15日 生衛発第1,811号)」の「別添2 公衆浴場における衛生等管理要領」において、浴槽水等の衛生管理方法として、レジオネラ属菌を含む水質管理および検査の実施が示されています。

◆旅館業(浴場含む)

「公衆浴場における衛生等管理要領等について(平成12年12月15日 生衛発第1,811号)」の「別添3 旅館業における衛生等管理要領」において、旅館業の浴場設備に関する衛生管理方法として、レジオネラ属菌を含む水質管理および検査の実施が示されています。

◆老健施設や社会福祉法人等の施設

「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策について(平成13年9月11日 健衛発第95号)」に基づき、老健施設や社会福祉法人等の施設において循環式浴槽を設置している場合には、レジオネラ症発生防止のため、レジオネラ属菌検査を含む衛生管理方法が示されています。

◆遊泳用プール等の施設

「遊泳用プールの衛生基準について(平成13年7月24日付 健発第774号 厚生労働省健康局長通知)」に基づき、遊泳用プールの付帯設備として循環式浴槽等が設けられている場合には、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」等を参考に、レジオネラ属菌検査を含む衛生管理の実施が求められています。

◆冷却塔などを設置している建築物等の施設

「建築物等におけるレジオネラ症防止対策について(平成11年11月26日生衛発第1679号)」に基づき、空調設備の冷却塔および冷却水、給水・給湯設備、加湿装置、装飾用噴水等について、レジオネラ属菌の増殖防止を目的とした維持管理および水質管理(検査を含む)を実施することが求められています。

水質検査結果は、レジオネラ症防止対策上、行政指導・監査時の確認期間等を考慮し、3年間の保存を推奨いたします。

レジオネラ属菌が検出された場合の対応

出展:「建築物等におけるレジオネラ症防止対策について」

◆人が直接吸引する可能性が低い場合

100CFU/100mL(CFU: Colony Forming Unit)以上のレジオネラ属菌が検出された場合、直ちに清掃・消毒の対策を講じる。対策実施後に再検査を行い、検出菌数が検出限界以下(10CFU/100mL未満)であることを確認する。

◆浴槽水、シャワー水等を人が直接吸引するおそれがある場合

レジオネラ属菌数の目標値を10CFU/100mL未満とし、レジオネラ属菌が検出された場合、直ちに清掃・消毒等の対策を講じる。対策実施後に再検査を行い、検出菌数が検出限界以下(10CFU/100mL未満)であることを確認する。

レジオネラ属菌検査の検体取り扱い

滅菌容器(当社で準備)、500mLに1本、冷蔵保存。

※採水場所を必ず明記してください。(例:1F男子浴槽、2F給湯器、4F加湿器)

所要日数

8営業日

検査料金

当社営業部までお問い合わせください。別途お見積りいたします。



CRC食品環境衛生研究所